

平成 31 年度 事業計画（群馬支部）【案】

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	(1) サービス水準の向上 ① お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ② 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 <u>【KPI】 サービススタンダードの達成状況を 100% とする</u> （参考）30 年度上期：100% <u>【KPI】 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0% 以上とする</u> （参考）30 年度上期の郵送化率：88.9% (2) 限度額適用認定証の利用促進 ① 事業主や健康保険委員に対し、研修会の充実と、チラシやリーフレットによる広報を実施する。 ② 地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 <u>【KPI】 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0% 以上とする</u> （参考）30 年度 8 月末：81.2% (3) 被扶養者資格の再確認の徹底 研修会や広報誌等により、被扶養者に異動があったときには速やかな届出を励行するとともに、それを補完するため、被扶養者資格の再確認を行う。 <u>【KPI】 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 90.2% 以上とする</u> （参考）30 年度提出率：90.1% (4) 現金給付の適正化の推進 ① 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を行う。 ② 傷病手当金については、障害年金等との併給調整を確実に実施する。 ③ 柔道整復施術療養費については、多部位頻回（3 部位・15 日/月以上）受療者や長期受療者に対する文書照会を行い、適正受療を促す。 <u>【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</u>

〔目標〕多部位頻回及び長期受療の申請割合を減少させる

(参考) 29 年度 ㉞:1.2% ㉟:30.8% 30 年度上期 ㉞:1.3% ㉟:29.9%

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

受領委任制度導入に伴い、文書による医師の同意（再同意を含む）の確認を徹底するなど審査を強化し、不正のある案件については厚生局へ情報提供する。

(5) 効果的なレセプト点検の推進

① 内容点検については、点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的な点検を推進する。

【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(参考) 30 年 1～12 月の査定率：0.294%

② 資格点検については、資格エラーレセプトの点検を確実に行う。

③ 外傷点検については、負傷原因届の速やかな提出を励行するとともに、特に交通事故の場合は早期に損害保険会社と折衝し、確実な回収を図る。

(6) 返納金債権の発生防止策の強化、債権回収業務の推進

① 保険証未回収者（任意継続を含む）に対し、資格喪失処理後 2 週間以内に返納催告（2 次）を行う。

また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等の強化、回収率の低い事業所に対し、文書等による確実な回収を依頼を行う。

【KPI】日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.2%以上とする

(参考) 30 年 10 月喪失者の 1 か月以内の回収率：94.1%

② 医療機関におけるオンライン資格確認業務の利用率の向上を図る。

【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする

(参考) 30 年度上期の利用率：23.3%

③ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続の積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【KPI】返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

		(参考) 29 年度 : 50.70% 30 年度上期 : 37.22% <u>【KPI】医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</u> (参考) 29 年度 : 0.055% 30 年度上期 : 0.054%
2. 戦略的保険者機能関係		【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】(第3期アクションプランの目標と同一) I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療等の適正化 (1) 地域医療体制に向けた意見発信 保険者協議会等の各協議会及び医療関係団体に向けた意見発信においては、地域での効率的かつ充実した医療提供体制の実現に向け、データベースを活用したエビデンスに基づく働きかけを行う。 ○ 地域医療等への関与 ・群馬県保健医療対策協議会、同地域保健対策協議会への参画 ・群馬県地域医療介護総合確保懇談会への参画 ・群馬県保険者協議会への参画 ・元気県ぐんま21推進協議会の参画 ・群馬県地域・職域連携推進協議会及び県内各地区地域連携推進協議会の参画 ・群馬県後期高齢者医療懇談会の参画 ・群馬県後発医薬品適正使用協議会の参画 ・前橋市、高崎市、桐生市、藤岡市、富岡市、館林市、沼田市、みなかみ町、大泉町国民健康保険運営協議会の参画 <u>【KPI】他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする</u> (参考) 30 年度上期 : 100% (2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施 ・健診及び保健指導の結果、レセプト情報等の保有データを有効に活用し、地域や職場等の健康課題について見える化]を行い、それに応じた効果的、効率的及び重点的な保健事業を推進

- ・市町村との協定・連携を強化し、集団健診等について加入者の特性やニーズに応じた事業を実施
- ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ協力を働きかけるとともに、特定保健指導の制度見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討して実施し、特定保健指導の実施率の向上に向けた取組を強化
- ・未治療者の医療機関受診率をより高めるための支部独自の取組を強化するとともに、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防事業を実施する。
- ・ユラボヘルスの推進による健康づくり事業の促進
- ・労働局等協力関係団体との連携強化による保健事業の充実

○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ・医療関係団体(医師会等)及び群馬県(薬務課)等の関係団体への情報提供と協力要請を実施
- ・保険者協議会における各保険者との情報共有
- ・軽減額通知書の発行(本部一括:2回/年)
- ・広報による周知活動の強化
- ・関係団体と協力したジェネリック医薬品使用促進にかかるセミナー等の実施
- ・本部より提供されたジェネリック情報ツールを活用した関係団体等への意見発信

【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を78.8%以上とする

○ 適正受診の啓発と勧奨

- ・レセプトが20枚/月以上となる多受診者に対して、適正受診を促す。

○ 保健事業の効果的な推進

(3)調査研究の推進等

- 外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。
- 本部から提供されるデータ等を基に地域の医療動向や特性を支部独自で分析し、ホームページを中心に加入者へ発信
- 地方自治体や保険者協議会等から地域の医療に係る情報を収集
- GIS(地理情報システム)の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する。

(4)広報の推進

- 事業所向けの定期的な広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」を利用した広報
- 事業所向けのリーフレットによる協会けんぽの事業周知
- ホームページ・メールマガジンを活用した、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報等について
加入者の役に立つ広報を推進
- 地域の特性と費用対効果を踏まえたマスメディア(新聞・ラジオ等)広報
- 年金事務所等の申請書設置場所を活用した制度周知と広報
- 健康づくり事業の促進を図る広報の実施
- 健康保険委員を通じた加入者等への健康保険事業の理解推進のための事務説明会や研修会を開催し、アンケート等から健康保険委員や加入者等のニーズを踏まえた健康保険委員活動の支援強化を図る

【KPI】広報活動における加入者理解率の平均について前年度対以上とする

(参考)30年度:38.6%

【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を42.2%以上とする

(参考)29年度:32.8% 30年度上期 39.1%

(5)保健事業の総合的かつ効果的な推進

- 健康づくり推進協議会の開催(年2回)
 - ・地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進を図るため、健康づくり推進協議会を開催し、必要な意見や助言を支部の保健事業に反映させる

(6)健診受診率の向上

- 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:247,707人)
 - ・生活習慣病予防健診 受診率 57.1% (受診見込者数: 141,377人)
 - ・事業者健診データ 取得率 4.5% (取得見込者数: 11,147人)
- 被扶養者(受診対象者数:72,590人)
 - ・特定健康診査 実施率 26.0% (実施見込者数: 18,873人)

【KPI】

- ① 生活習慣病予防健診受診率を57.1%以上とする

(参考)〈29 年度実績〉

・実施件数:127,815 件 ・実施率:54.8%

〈30 年度実績〉

・実施件数:71,519 件(H30.12.26 現在)

② 事業者健診データ取得率を 4.5%以上とする。

(参考)〈29 年度実績〉

・実施件数:6,674 件 ・実施率:2.9%

〈30 年度実績〉

・実施件数:3,324 件(H30.12.26 現在)

③ 被扶養者の特定健診受診率を 26.0%以上とする

(参考)〈29 年度実績〉

・実施件数:16,646 件 ・実施率:23.4%

〈30 年度実績〉

・実施件数:9,491 件(H30.12.26 現在)

(7) 特定保健指導の実施率の向上

○ 被保険者(支援対象者数: 30,810 人)

・ 特定保健指導 実施率 17.4%(実施見込者数: 5,350 人)

(内訳) 協会保健師実施分 10.6%(実施見込者数: 3,255 人)

アウトソーシング分 6.8%(実施見込者数: 2,095 人)

○ 被扶養者(支援対象者数: 1,623 人)

・ 特定保健指導 実施率 6.0%(実施見込者数: 97 人)

【KPI】特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする

(参考)〈29 年度実績〉

・実施件数:2,353 件 ・実施率:7.8%

〈30 年度実績〉

・実施件数:2,705 件(H30.12 月末現在)

(8) その他の保健事業

- 保健事業の表彰制度(健康事業所宣言事業所、健診・保健指導の実施率を含む健康ベースプランの取組状況の良好な事業所に対して実施)
- 健診実施機関等との協力連携強化(健診機関及び特定保健指導委託機関の拡大等を図る)

(9) データヘルス計画

- 第2期データヘルス計画に基づく取り組みを着実に実施する

(10) 受診勧奨対策

- マスメディア広報等による受診勧奨の実施
- 事業者健診結果データの提供依頼を関係団体、健診機関等と協力連携の強化を図るとともに外部委託事業者を活用し、取得率向上の取組を強化する
- 来所による特定保健指導を実施
- 市町村と連携した特定健診の受診勧奨の拡大を図る
- 健診車による集団健診の拡大を図る(特定保健指導及びオプション健診を組ませでの実施)
- 外国人向けの健診受診勧奨等の周知チラシによる広報の実施

(11) 重症化予防対策

① 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨の取組の強化

- 実施予定人数 1,800 人

(参考)〈29 年度実績〉

・実施件数:1,807 件

〈30 年度実績〉

・実施件数:1,334 件(H30.12 月末現在)

② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐための主治医の指示に基づき、保健指導を展開するために、未治療者の受診勧奨対象者への継続した係りを持つことを通じて、医師会等との関係を構築していく。

【KPI】受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

	(参考) (29 年度実績) ・受診率;11.9% (12)健康経営(コラボヘルスの推進) ① 健康保険委員委嘱の電話勧奨及び事業所訪問勧奨を強化すると共にインセンティブ制度の導入に向けて健康事業所宣言事業所の更なる拡大を図る ② 健康事業所宣言事業所における健康課題に対して健康・医療データを活用した「見える化」を行い、全国、県内、同業態平均による比較により、対象事業所に特化したフォローアップの強化を図る ③ 関係団体等との連携強化により健康経営や健康づくりに関する研修会等を開催し、広く加入者や事業主に健康経営の周知を図る (13)インセンティブ制度の本格導入 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知後方を丁寧に行う。 (参考)平成 30 年上期 全国 25 位
3. 組織・運営体制関係	(1) 人事評価制度の適正な運用 (2) 各種委員会および支部内研修等により法令遵守、危機管理、個人情報保護、情報セキュリティ（アクセス制限、パスワードの適切な管理）等の徹底を図る

		(3) 人材育成の推進 ① 自己啓発等のためのオンライン研修や通信教育等の受講を促し、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する。 ② 事務説明会や研修会の開催にアンケートを実施し、説明者に対して参加者の意見のフィードバックを徹底することによって企画力や説明力を養うと共に事業所訪問を通じて営業力や情報収集能力の強化を図る ③ 組織目標における自身に与えられた役割について自ら考え、それを遂行する力を育成できる職場環境を目指し、日々の業務管理、業務指導等について管理者が適切なサポートを行う (4) 本部で開催される階層別研修、業務別研修の「伝達研修」を確実に実施し、職員のスキルアップを図る (5) 消耗品等使用量削減、節電対策等により経費削減を図る (6) 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23%以下とする (参考) 30年上期：一者応札案件なし
--	--	---

平成31年度全国健康保険協会事業計画の概要（案）

平成31年度事業計画のコンセプト

- 平成30年度から保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートした。同プランでは、3年後を見据えたKPIを定めており、各年度の事業計画では、それを単年度の進捗に置き換えることとしている。このため、平成31年度においては、保険者機能の発揮を確実なものとするため、平成30年度における各取組の進捗状況をKPIの達成状況等により把握・検証した上で、平成31年度の目標を定め、保険者機能強化アクションプラン（第4期）の最終年度である平成32年度に確実にKPIを達成できるよう、保険者機能強化アクションプラン（第4期）及び第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき取組を着実に実施する。
- また、平成31年度に、今後の現金給付等に係る業務処理体制全体の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。
- なお、社会保障制度改革の具体策等を盛り込んだ「行程表」が策定される予定であること、国が定めるジェネリック医薬品使用割合の80%達成期限の前年度であること等の背景事情に十分留意しつつ、取組を進める必要がある。

平成31年度全国健康保険協会事業計画の概要（案）

（1）基盤的保険者機能

【目的・目標】

基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させるとともに、次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを進める。

【主な重点施策】

- **現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進**
 - ・現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請の重点審査
 - ・傷病手当金と障害年金等の併給調整の確実な実施
 - ・システムを活用した効果的なレセプト点検の推進
- **新規返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進**
 - ・資格喪失処理後、すみやかな保険証返納回収の徹底
 - ・債権の早期回収と、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権回収率の向上
- **業務改革の推進に向けた取組**
 - ・次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。

(2) 戦略的保険者機能

【目的・目標】

戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、第4期保険者機能強化アクションプラン、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビックデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

【主な重点施策】

- **ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供**
 - ・事業所単位での健康・医療データの提供に係るツールの標準化
- **データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施**
 - i) **特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上**
 - ・特定健診受診率が低迷している支部の底上げを図るための調査研究の実施
 - ・調査結果を踏まえた支部別スコアリングレポートのブラッシュアップ
 - ii) **特定保健指導の実施率の向上**
 - ・新たな特定保健指導の手法の検討及び効果の検証
 - iii) **重症化予防対策の推進**
 - ・未治療者に対する医療機関への受診勧奨の確実な実施
 - iv) **コラボヘルスの推進**
 - ・事業所健康度診断（事業所カルテ）の標準化等による事業所ごとのフォローアップの強化
- **ジェネリック医薬品の使用促進**
 - ・阻害要因の分析を踏まえた医療機関・調剤薬局へのアプローチの実施
- **地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信**
 - ・外部有識者を活用した協会保有のレセプトデータ等の分析
 - ・社会保障制度改革の「行程表」が策定された場合の具体化に向けた意見発信

(3) 組織・運営体制の強化

【目的・目標】

保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、OJTを中心に据えた各種研修の充実により、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する。また、内部統制の強化及びシステム運営の強化を行う。

【主な重点施策】

● 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・移行計画の最終年度における標準人員に基づく人員配置
- ・業務の効率化等の状況を踏まえた標準人員の見直しの検討

● OJTを中心とした人材育成

- ・OJTを中心とした効果的な研修の組み合わせによる組織基盤の底上げ
- ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の仕組みについての検討

● 内部統制の強化に向けた取組

- ・内部統制を強化するための体制整備の検討に着手

● システム関連の取組

- ・次期システム構想の検討に着手
- ・オンライン資格確認等の制度改正に向けたシステム開発の実施